

## 農地保全研究部会運営要領

平成 24 年 3 月 30 日施 行  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

公益社団法人農業農村工学会農地保全研究部会の運営については、定款、規則、研究部会規程に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(名称)

第 1 条 この研究部会は、公益社団法人農業農村工学会農地保全研究部会と称する。

(目的)

第 2 条 この研究部会は、農地保全に関する基礎的な研究と応用に関する総合的な研究を行うことにより、農業農村工学分野の学術・技術の振興と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この研究部会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 共同研究の推進
  - (2) 研究発表会の開催
  - (3) 研究集会の開催
  - (4) 現地研修会の開催
  - (5) 「農地保全の研究」等による情報発信
  - (6) その他必要な事項
- 2 共同研究の推進は、外部資金等の共同研究に関する情報共有・マッチング等の取り組み等を通じて、農地保全分野の研究活動の活性化を図る。
- 3 研究発表会は、農地保全分野の研究者や技術者等による研究の紹介と議論等を行うものとし、農業農村工学会全国大会講演会の企画セッションの形式で毎年実施することを原則とするが、独自形式での開催もできる。
- 4 研究集会は、農地保全分野の技術、研究の発表を行う。発表者は、若手の行政、民間の技術者または研究者、大学院生、大学生を中心として選定し、年 1 回程度、開催する。
- 5 現地研修会は、農地保全分野の研究・技術に関係する現地見学での研修会を行う。
- 6 「農地保全の研究」は、研究発表会、研究集会、現地研修集会等の農地保全分野の技術・研究に関する情報等を掲載する。

(幹事)

- 第 4 条 この研究部会の構成員は、公益社団法人農業農村工学会の会員の農地保全領域の研究者・技術者であって、この研究部会の研究活動の趣旨に賛同して参画した者とし、幹事とする。
- 2 幹事は原則として、公益社団法人農業農村工学会の会員が所属する各大学、研究機関から 1 名程度を委嘱する。また、必要に応じて行政、民間からも幹事を募ることができる。
  - 3 幹事の業務は以下のものとする。

- (1) 部会の実施する事業の企画・立案の補助
- (2) 部会の実施する事業の運営の補助
- (3) 部会の実施する事業の関係者への周知

#### (運営会議)

第5条 この研究部会に代表幹事から構成される運営会議を置く。

- 2 運営会議の構成員は代表幹事とし、公益社団法人農業農村工学会の各地方支部（以下、各支部）の幹事から原則として1名程度を選出する。
- 3 運営会議の構成員の中から部会長1名、副部会長1名、会計幹事1名、会計審査幹事1名、及び現地研修担当幹事1名以上を互選する。
- 4 部会長、副部会長、会計審査幹事及び会計幹事の任期は、2年とし再任を妨げない。また、現地研修担当幹事は1年とし再任を妨げない。
- 5 部会長は、この部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の業務を代行する。
- 7 運営会議の構成員は、部会長及び副部会長を補佐し、この部会の運営に当たる。
- 8 会計担当幹事は、部会長を補佐してこの研究部会の収支に係る経理事務を行う。
- 9 会計審査幹事は、この研究部会の収入・支出について、本部の監事の監査に先がけて審査する。
- 10 現地研修担当幹事は、現地研修会の担当となる公益社団法人農業農村工学会地方支部に所属する運営会議構成員の企画立案および運営のサポートを行う。
- 11 部会長、副部会長、会計審査幹事、会計幹事及び他の代表幹事は、無報酬とする。

#### (部会長、副部会長の業務)

第6条 この研究部会の部会長、副部会長は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) この研究部会が行う研究計画案及び収支予算案の作成
- (2) 理事会で決定された研究の実施及び経理
- (3) この研究部会が実施した研究及び収支決算の本部への報告
- (4) 代表幹事との連絡調整
- (5) 学会本部との連絡調整
- (6) その他必要と認める事項

#### (代表幹事会の開催)

第7条 代表幹事による会議（以下、代表幹事会）を年2回以上開催する。

- 2 代表幹事会は、研究部会長が招集する。
- 3 代表幹事会の議長は、研究部会長とする。
- 4 代表幹事会の議事は、代表幹事の過半数が出席し、出席した者の過半数を持って決する。可否同数のときは、研究部会長が決する。
- 5 議事の議決について委任状を提出した代表幹事は、出席したものとみなす。
- 6 代表幹事会にて議論するのは以下の内容とする。
  - (1) 部会長、副部会長の作成した年間事業計画及び予算案の検討

- (2) 各事業の幹事への通知
- (3) 各支部で対応する事業の運営及び意見集約
- (4) 部会運営体制に係る事項の検討
- (5) その他必要と認める事項

(総会の開催)

第8条 幹事による会議（以下、総会）を年1回以上開催する。

- 2 総会の議長は、研究部会長とする。
- 3 総会の議事は、過半数の幹事が出席し、出席した者の過半数を持って決する。可否同数のときは、研究部会長が決する。
- 4 議事の議決について委任状を提出した幹事は、出席したものとみなす。
- 5 総会にて議論するのは以下の内容とする。
  - (1) 前年度の事業報告及び収支決算報告の承認
  - (2) 当該年度の事業計画案及び収支予算案の承認
  - (3) 当該年度の事業に関する運営方法の検討
  - (4) 幹事の見直し
  - (5) その他必要と認める事項

(事業計画案及び収支予算案の作成)

第9条 研究部会長は、研究部会規程第6条に規定する収支予算案の作成に当たっては、当該年度の支出予算額は、当該年度の収入見込額に100,000円を加えた額の合計額以内の額とする。ただし、特に必要があるときは、当該合計額に当該研究部会の経年の収支差額の合計残額（本部繰入れ資産額を含む。）を加えた総額を超えない額とすることができる。

(申請等)

第10条 研究部会長は、研究部会規程第3条、第5条、第6条及び第7条に規定する申請及び提出については、予め代表幹事会の決定を得なければならない。

(事務局)

第11条 この研究部会事務局は、部会長の所属機関に設置する。

(経理)

第12条 この研究部会の活動に係る収入は、学会の収入として、支払は学会の支弁として経理する。  
2 前項の経理は、事項別科目別に行う。

(庶務)

第13条 この研究部会の活動に係る庶務は、部会長の指定した場所において行う。

(設立年月日)

第14条 昭和54年7月13日

(所在地)

第-15 条 住所は部会長の所属機関に設置する。

附則

農業農村工学会農地保全研究部会規約は、廃止する。

この要領は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

この要領の適用日の前日において、現に部会長、副部会長、幹事及び会計監事である者は、それぞれこの要領施行の日からこの要領により選出された部会長、副部会長、会計審査担当代表幹事とみなす。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。